

生徒指導について

兵庫県立西宮南高等学校
生徒指導部

下記の規定項目は、生徒指導関係の規定です。規定は、学校の規律を守り、自己実現に向けよりよい学校生活を送るため、保護者・生徒・教職員が共通理解のもと取り組むものです。生徒・保護者の皆様には、健全な学校生活に向け、「校則」へのご理解・ご協力をお願いします。

1 服装(制服)【清潔感のある、正しい着こなしをしましょう】

- ・制服（夏服・合服・冬服）は、各自の体調・気候に合わせて着用すること。（移行期間は設けない。）ただし、式典・行事等については、ブレザー着用等別途指示する。
- ・制服を正しく着用すること。
- ・女子のスカートは短く切らない、また巻き上げないこと。
- ・指定のセーター・ベストを着用し、指定以外のものは着用しないこと。
- ・靴下－白・黒・紺・灰色 の単色。ワンポイントは可とする。
- ・靴は、運動靴・スニーカーか皮、または合成皮革の短靴（黒または茶系）とする。
- ・防寒具(ウインドブレーカー等)の着用は、教室に入るまでとし、授業中は不可とする。（校外・体育時は除く。）

2 頭髪

- ・自然な髪を保ち、パーマ・染色・脱色や奇抜な髪型は認めない。
- ・髪の色や形（奇抜なもの）を意図的に変えた場合（過去も含む）は修正し登校すること。
- ・くせ毛などがある場合は事前に申告してください。（トラブルを避けるため、ご協力をお願いします。）

3 装飾品・化粧等学校に不要なもの

- ・以下のものは持ち込まない。持ち込んだ場合は預かり指導とし、放課後に返却します。（場合によっては保護者に来校いただき返却する場合もある。）
 - ①装飾品（ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪等）
 - ②音楽を聴くもの（ウォークマン・iPod・ヘッドホンなど）
 - ③遊戯物（トランプ・カードゲーム等）
- ・化粧・マニキュアなどは禁止です。

4 携帯電話(スマートフォン)【校内・登下校中は使用禁止(緊急時・災害時は除く)】

- ・校内に持ち込む場合は、必ず電源を切りカバンに入れておくこと。校内で使用したり見ている場合、着信音が鳴った場合などの所持している際は、すべて指導します。（度重なる場合は、預かり指導や保護者に来校いただき返却する場合もある。）
- ・SNS（ラインやブログなど）によるいじめ・誹謗中傷・犯罪行為は指導の対象です。また、写真の投稿・知らない人との接触は犯罪に巻き込まれることもありますので注意すること。
- ・携帯電話・スマートフォンは保護者の責任で使用の約束等を取り決めてください。

5 遅刻指導（朝だけでなく授業間も行う。）

- ・混雑緩和のため、登校時間に時差を設けています。（SHR 開始時刻1年 8:30、2年 8:35、3年 8:40）5分前には、校門を通過すること。状況に応じて変更の可能性もあります。
- ・朝の SHR 及び、2時間目以降も授業に遅刻した場合、所定の手続きを取ること。

6 自転車通学（許可者のみ）

- ・ 交通ルールを守り、加害事故や被害事故を防ぐこと。万一事故が起きた場合は正しく対応すること。（救急要請・警察への連絡・加害事故の場合謝罪等）
- ・ 指定場所に駐輪すること。
- ・ ラベル(鑑札)がついた自転車で登校すること。（買い換え等の時は再申請し新しいラベルを貼ること）無鑑札車の使用は不可。
- ・ 雨天時はレインコート(学校指定)を着用すること。（傘さし運転は一切禁止）自転車に傘がついている場合も預かり指導します。
- ・ 違反が重なる場合は、誓約どおり自転車通学停止・取り消しになる場合もあります。
- ・ 万が一の賠償・補償に備え、自転車保険の加入(任意保険)をお願いいたします。
（全国的に加害事故による高額賠償が多数発生しています。）
（PTA 連合会の賠償責任補償には、全生徒加入していただいています。）
- ・ 校外の事故対応については、当事者(保護者)の責任となります。
- ・ 自転車のブレーキ・ライト・鍵・スタンド等の整備に心がけること。

7. その他

- ・ アルバイトは原則禁止です。経済的理由等でアルバイトが必要な生徒は担任に相談すること。
許可条件 ①成績（欠点等がある場合は不可）②奨学金受給等経済面 ③保護者の管理下であること等
- ・ バイク・自動車の免許取得（乗車）は禁止です。同年代の運転する車、バイクへの同乗についても禁止です。
- ・ 1年次より事情がない限り(校外での活動・ボランティア活動・やむを得ないアルバイト等)部活動に積極的に加入、所属を勧めます。
- ・ 悩みの相談等はキャンパスカウンセラーによるカウンセリングを月2回実施予定しています。
- ・ いじめは法律で禁止されている犯罪です。
お互いの「思いやり」と「気づかい」でいじめのない健全な学校生活を送ること。
- ・ 校内での選挙活動・投票活動は禁止です。校外においても違法なもの、暴力的なものまた、そのおそれのあるものについては関わらないこと。
- ・ 飲酒・喫煙・暴力・いじめ行為等の問題行動の指導には特別な指導があります。
- ・ 「生徒による問題行動の学校から警察への相談・通報制度」について趣旨をご理解いただきご協力ください。（別紙）